協働のまちづくり(基本施策)

「自分たちのことは自分たちで(自助)」、「自分たちでできないことは地域や仲間で(共助)」、「自分たちや地域、仲間、あるいは民間の力でできないことは公共で(公助)」という補完性の原則を念頭に、互いに協力し合いながら、共に自分たちのまちを創っていこうとする住民の協働・参画を推進。

まちづくり協議会の設置(H19~20)

市内23地区に設置

各地域の特性を活かした取り組みにより地域づくりを実践

 \downarrow

公民館を拠点として活動

坂井市においても、公民館は社会教育施設としての役割とともに、協働して 地域づくりの役割を担う「地域づくりの拠点」として公民館のコミュニティ 機能が必要となってきた。

 \downarrow

公民館をコミュニティセンターに移行

社会教育事業だけでなく、地域課題を住民とともに解決していくため、地域の 特色を活かした様々な活動が可能なコミュニティセンターに移行し、地域活動 の重要な拠点とする。

▶ コミュニティセンターの位置づけ

「協働のまちづくりを促進し、特色ある地域社会の形成に資するとともに、 [まちづくり協議会]を中心とした市民のコミュニティ活動の拠点施設」とし、 主に、次の事業に供する。

- ① 市民と行政が協働のまちづくりを促進するための事業
- ② 特色ある地域社会の形成に資するための事業
- ③ 市民が自主的に交流し、相互の連携を図り、コミュニティ活動を促進するための事業
- ④ 社会教育及び生涯学習における「学び」の場の提供のための事業